

調布市 商工会報

Information and Communication Report From Chofu-City Society of Commerce & Industry

平成16年2月1日発行
 発行：調布市商工会
 東京都調布市小島町2-36-21
 電話：0424・85・2214
 会員数：3,385
 組織率：56.7%（平成16年1月23日）
 編集：広報委員会
<http://www.annie.ne.jp/~chofusci/>

お も な 記 事

2004新春座談会 ②～③ 国民生活金融公庫からのお知らせ ④ 各種共済制度 ①・④
 改正消費税・決算確定申告 ① 大型店出店情報 ④ 新選組への取組 ④ チャリティー募金 ④

改正消費税

あなたの事業所にも納税義務が！

消費税法の一部が改正され、事業者免税点の引き下げ、簡易課税制度の適用上限の引き下げ、取引価格に消費税を含めた総額表示の義務付け等が、4月1日から適用されることになりました。

これにより、今まで消費税の申告・納付等が免除されていた方であっても、新たに課税事業者として消費税の届出・申告・納付等が必要となります。

税額を計算する際はどの計算方法が、有利なのか。総額表示については値札やカATALOGの書き換え、レジシステムの変更など、準備しなければならないことがたくさんあります。わからないことや疑問のある方は、武蔵府中税理士会所属の税理士の先生による個別相談会を開催致しますのでお気軽にご相談下さい。

消費税個別相談会日程

- * 日 程 2月26日(木)／3月2日(火)・3日(水)・8日(月)・9日(火)・10日(水)・12日(金)・24日(水)・29日(月)
- * 受付時間 午前10時～11時30分 午後1時～3時30分
- * 対 象 平成15年度課税売上高1,000万円以上で、初めて課税事業者になる方や既に課税事業者の方を対象
- * ご持参いただくもの
 - ・平成14・15年分決算・確定申告書控え
 - ・平成15年分各帳簿、月別集計表



決算・確定申告が始まります

今年も所得税・消費税（個人）申告の季節となりました。
 確定申告は、所得税の申告期間が2月16日(月)から3月15日(月)まで、消費税は3月31日(水)までとなっています。



◎ご持参いただくもの

- ・決算書、確定申告書用紙一式
- ・平成15年分各帳簿、月別集計表、棚卸表
- ・社会保険料の支払額（国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金、雇用保険料等）
- ・小規模企業共済控除証明書
- ・生命保険料控除証明書（一般用、個人年金用）
- ・損害保険料控除証明書
- ・事業収入以外に収入がある場合の関係書類（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、他）
- ・配偶者特別控除を受ける際の配偶者の収入金額
- ・医療費控除を受ける方は領収証等
- ・住宅取得控除等を受ける方は明細書等
- ・平成14年分確定申告書、決算書の控え、集計表
- ・印鑑、電卓など必要と思われるもの

◎所得税決算・確定申告指導会

期間 2月16日(月)～3月15日(月) 受付 午前10時～11時30分 午後1時～3時30分 土・日・祭日は休み

◎夜間指導会 3月11日(木)・12日(金)

午後6時～9時まで（受付 午後7時30分まで）

◎税理士による個別相談会

2月16日(月)・17日(火)・23日(月)・24日(火)・27日(金)
 3月1日(月)・4日(木)・5日(金)・8日(月)・9日(火)・10日(水)・11日(木)・12日(金)・15日(月)

小規模企業共済

事業主の退職金制度をご存知ですか？

「小規模企業共済制度」は小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に備える、いわば経営者の退職金制度ともいえるものです。

○加入できる方

従業員数が20名以下（サービス業は5名以下）の個人事業主及び会社役員

○月額掛金

1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）

○税制面でのメリット

- ・掛金は…全額所得控除（「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除）
- ・共済金は…「一括受取」は退職所得扱、「分割受取」は公的年金等の雑所得扱

平成15年分 所得税 主な改正点

中小企業者の少額減価償却資産の所得価格の必要経費算入の特例の創設（措法28の2）

中小企業者に該当する青色申告者で、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期間内に、所得価格が30万円未満の減価償却資産の所得等をした場合、その取得価格の全額を必要経費に算入することができる。